

第7回 七戸町新庁舎建設検討委員会 【会議録】

開催日時	令和6年8月8日(木) 午後1時30分～午後2時45分
開催場所	七戸中央公民館 大ホール
出席者	坪晃委員長、田中清一副委員長、岡村茂雄委員、中岫亨委員、川端義幸委員、天間優彦委員、田島政義委員、瀨中幾治郎委員、鎌田昭仁委員、酒井陽子委員、松本洋子委員、天間圭子委員、長山和夫委員
欠席者	工藤一正委員、苫米地 尚委員
町 (事務局等)	附田敬吾財政課長 佐藤源太財政課長補佐 手代森俊彦財政課総括主幹  アール・イー・ビー開発株式会社 2名
次第	1 開会 2 案件 基本計画(素案)の審議 3 閉会

会議内容

(事務局)

本日出席予定の皆さまがお揃いになりましたので、定刻前ですが会議を始めさせていただきます。開催の前に配布物を確認します。本日の次第と委員から提出された質疑書が2つ、それと前回の会議録がお手元にありますでしょうか。なお会議録については、一通り目をとおしていただくことと、今月の中旬以降に町のホームページに掲載する予定です。

本日は、基本計画(素案)の審議となります。素案はご持参いただきましたでしょうか。なければお知らせ下さい。本日の会議の流れをご説明いたします。素案の審議は各章ごとに進めます。まず、その章で事前に提出された質疑に対し事務局から説明します。その後、皆さんから質疑や意見を改めてお伺いします。なお、発言者は挙手の上、議長に指名されてからご発言されるよう、よろしくお願ひします。本日の会議時間は、2時間を目途に切りの良いところで終わる予定です。今日で審議が終わらなければ、次回も継続してご審議いただきます。

それでは会議に入ります。坪委員長、よろしくお願ひします。

(坪委員長)

皆さん、こんにちは。

(委員一同)

こんにちは。

(坪委員長)

何分不慣れですので、よろしくお願ひします。それでは、ただいまから、第7回七戸町新庁舎建設検討委員会を開催いたします。はじめに、本日の出席状況を事務局から報告願ひします。

(事務局)

本日の出席状況ですが、都合によりまして、工藤一正委員、苫米地尚委員から欠席との連絡がありました。

(坪委員長)

ありがとうございました。それでは早速議事に入ります。今回から基本計画(素案)の審議となります。冒頭に事務局から説明があったとおり、章ごとに審議していきます。その前に先日、お二人の委員から質疑書の提出がありましたので、事務局から説明をお願ひします。

(事務局)

財政課の佐藤です。よろしくお願ひします。お手元にある質疑書に

対して説明いたします。

1 番目、2 ページに対し、『本庁舎、七戸庁舎共に、平成 29、30 年に耐震改修工事をしており、さらに建物の強度は増しているのでは。もっと日本企業の技術を最大限に活用して改修リフォーム等を作り、借金をしないで両庁舎を生かし、住民の利便性第一で考え直してもらいたい。』とのご意見でしたが、この質疑内容は基本構想に該当すると思われます。今回は基本計画（素案）に対する質疑をいただきましたので、町としてはお答えできません。ご了承いただきたいと思ひます。

2 番目の災害時の対応について、『どちらも使えなくても、保健センター、スポーツセンター、小中学校、どこを拠点にしても、十分に対応可能な強い施設がたくさんあり、借金を背負ってまで建てる必要がない。』とのご意見でした。こちらも先程と同様、今回の基本計画（素案）に対する検討事項ではないと考えます。ご了承下さい。

3 番目です。『外壁、コンクリート強度を高める改修工事が適さないとあるが、全国のビル等で、本庁舎のような場合に似た工事を行っている。また、既に完了して耐用年数を延ばしたところがあれば提示いただきたい。』とのご質問でした。町では、コンクリート自体の強度を高める改修工事の事例を把握していません。以上です。

4 番目、『土砂災害区域とある、七戸庁舎の後ろの部分が崩れるということかと思われるが、海にへばりついた国土のため日本企業には高度な技術があるので、いくらでも対応できるのでは。』とのご質問でした。こちらも先程と同様、基本計画（素案）への質疑ではないのでお答えできません。ご理解いただきたいと思ひます。

5 番目、『この新庁舎建設が、住民に理解されていないと思われるので（この会ができてから、住民にたくさん意見を聞きました）、建設の是非について今一度、1 回や 2 回ではなく、広報などにアンケート用紙を入れて、パブリックコメント、ウェブサイトなどの横文字ではなく日本語で、アナログな方法で広く高齢な方も意見を出しやすいやり方を望む。』とのご意見でした。新庁舎建設の是非に関しては、この基本計画（素案）で検討する事項ではないと考えます。先程と同様に、町としてはお答えできませんので、ご了承いただきたいと思ひます。以上です。

（坪委員長）

ありがとうございました。ただいま、事務局からも説明がありましたが、この質疑の内容は「意見」であることから、この委員会で検討する項目ではないと考えますので、ここでは議論いたしません。

次に、長山委員からの質疑に対して、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

質疑書の1ページ、全体についてです。『7月23日に開催された第6回検討委員会の席上で、事務局からこの質疑を7月31日までに財政課へ提出してほしいとありました。庁内の各会議で検討がしっかり行われていて、質疑数が少ないのならば難しくはなかったのですが、以下に記述したように質疑の量が半端ではありません。これだけのものをたった1週間で出すのは大変な作業です。大変になったのは「新庁舎建設庁内検討プロジェクトチーム会議」及び「新庁舎建設庁内検討会議」の検討が十分に行われていないからです。この素案全体から「町の各検討会議のやる気のなさ」が感じられます。私がそう感じた理由は後程述べることになります。』といただきました。

まず、多くの事項にご質問とご指摘をいただき、ありがとうございました。この後、項目ごとに質疑に対する回答をさせていただきたいと思えます。

表紙について、項目は「タイトル等」です。『基本構想(素案)から基本構想(案)までの経過で、最終更新日ごとの表紙タイトルを見てください。最初の9月22日、次の11月30日、12月19日、そして最終更新日が赤字の2024年1月15日で赤字の(素案)が二重線で消され、赤字の(案)になりました。それまで各表紙裏の「目次」と書かれたすぐ下には「序章 はじめに」とありました。これが委員会で審議されてきたものです。私を含めて委員の皆さんは、このまま基本構想(案)になると思っていたはずで、ところが黒字の「最終更新日2024年1月15日」の基本構想(案)での表紙裏には、目次の下に「第一編 新庁舎建設基本構想」と入っています。検討委員に説明の無いまま変更になっています。』とのご指摘でした。こちらは、町としては基本構想(案)と基本計画(案)を一体的に捉えており、これらを一冊にまとめて作成する予定です。そこで、第一編を基本構想(案)、第二編を基本計画(案)とした方が見やすいと考えて、目次へそのように記載しました。また、諮問に対する答申についても、それぞれ別々ではなく、基本構想(案)及び基本計画(案)として、まとめて答申する予定です。以上です。

(坪委員長)

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がりましたが、長山委員、いかがでしょうか。

(長山委員)

そうであれば、初めから説明があつて然るべきではなかったでしょうか。違いますか。

(事務局)

はい、そのとおりです。

(長山委員)

今後もこのようなことがあるのでしょうか。以上です。

(坪委員長)

それでは次の質疑に対して、説明をお願いします。

(事務局)

表紙の「タイトル」についてです。『「基本構想及び基本計画（素案）」ではなく、「基本構想（案）及び基本計画（素案）」ではないでしょうか。』とのご指摘でした。こちらは委員のご指摘のとおり、「基本構想（案）及び基本計画（素案）」が正しいと考えますので、そのように訂正します。以上です。

(坪委員長)

長山委員、いかがでしょうか。

(長山委員)

はい。異議ありません。

(坪委員長)

それでは次の質疑に対して説明をお願いします。

(事務局)

目次の「章番号」についてです。『これまで漢数字を使っていません。いつの間にか変わっています。』とのご指摘です。先程ご説明しましたとおり、基本構想（案）と基本計画（素案）を1冊にまとめた構成としたいと考えていて、漢数字の方が見やすくなると判断し使用しました。こちらも先程と同様、説明が抜けていましたことをお詫びいたします。以上です。

(坪委員長)

長山委員、いかがでしょうか。

(長山委員)

はい。承知しました。

(坪委員長)

それでは次の質疑に対して説明をお願いします。

(事務局)

26ページ、2の財源で、『表の体裁を変えたのはなぜですか。』とのご質問です。前回の資料では、基金、起債、一般財源等の金額を、横一列に記載して表にしておりましたが、縦にした方がより見やすく分かりやすいのではと考えて修正しました。こちらも事前に報告なく変更したことをお詫び申し上げます。以上です。

(坪委員長)

長山委員、いかがでしょうか。

(長山委員)

これは、既に決まった内容を変えた、ということになりますが、このような事があると、先々、何でも出来てしまいます。これは、この方が見やすいのですか。

(事務局)

金額の単位を揃えた方が見やすく、計算のしやすさも考慮しました。

(長山委員)

やはり、勝手に変えるということがよくない。以上です。

(坪委員長)

次に29ページの序章について、何かご意見はありますか。

(事務局)

先程委員長から議事の進行について、章ごとに質疑を進めていくとありました。長山委員からは、第一章以降にも質疑がございます。よって章に入りましたら、始めに長山委員からの質疑に対し、町の考え方などを説明させていただき、その後に皆さんのご意見を伺う、というように進めたいと思います。

(坪委員長)

このことに対して意見はございませんか。

(委員一同)

ありません。

(坪委員長)

意見が無いようなので、序章はこれでよろしいですか。

(委員一同)

はい。

(坪委員長)

それでは、序章についてはこれでいきたいと思います。次に30ページから41ページの第一章を審議します。まず長山委員の質疑に対し、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

30ページ、「第一章 新庁舎の導入機能」の(1)、『2行目に「基本構想に示す4つの基本方針に基づき・・・」と書かれています。基本方針の順番や項目や内容を、基本構想と整合させていますか。とのご質問です。4つの基本方針については、それらをまとめて基本計画に記載しています。ただ、基本構想の16ページと17ページに、「求められる機能、設備」という項目がありますが、その順序とは異なる箇所があります。基本計画を作成する中で、より分かりやすいようにと考えた結果、その並びが一致しない部分もありました。次に(2)です。「今後、本章に示す考え方を踏まえながら検討を深め、基本設計に反映することとします。」とありますが、変な書き方です。「本章に示す考え方」は基本計画の中の記述ですから「基本計画そのもの」です。よって、これを使って書き換えるとおおむね次のようになります。「今後、本章(基本計画)に示す考え方を基にさらに検討し、基本設計に反映します。」つまり、「完成した基本計画をさらに検討して基本設計に反映する。」と書いていることになります。これはいただけません。基本設計に反映できるのは基本計画だけです。それをさらに検討したものを基本設計に反映することはできません。だから今、基本計画の中身をしっかりと検討することが必要なのです。』とのご指摘です。ここで設計にて決定しているのは、導入する具体的な機器類や設備の詳細についてです。例えば、課の案内サインでは、文字の大きさ、配置場所などを検討します。防犯対策や情報管理に関するセキュリティ対策については、例えば鍵の施錠のみとするのか、入退室を管理するシステムを導入するのかなどは、設計の段階で決定するという主旨で記載しました。また、町では設計事業者をプロポーザル方式で選定しており、設計提案を求めて設計に反映させ、よりよい設計としたいと考えています。以上です。

(坪委員長)

長山委員、いかがでしょうか。

(長山委員)

まず、(1)の基本方針の順番や内容を基本構想と整合させているかについてですが、この番号の順番や中身が違っていると、何のために基本構想で検討してきたかということが、まるっきり分からなくなってしまうと思います。これが質問の内容です。元々の基本構想の中に入っていないものもこの後に出てきます。これは基本構想を無視していることとなりますので、町民の理解を得られません。それから次の、「今後、本章に示す考え方を踏まえながら、検討を深め基本設計に反映する」とのことですが、今、お話を聞いても私には分かりません。どこの話をしているのですか。

(天間優彦委員)

議長、議事進行願います。

(坪委員長)

事務局から何かありませんか。

(事務局)

繰り返しになりますが、基本構想に4つの基本方針があります。この4つの内容と、その順番は基本計画と整合しています。ただ、基本方針1の中の「求められる機能」については、基本計画を作成していく中で、より分かりやすくするために、このように記載しました。(2)は、具体的な導入設備については設計で決定したい、ということです。以上です。

(坪委員長)

長山委員、いかがでしょうか。

(長山委員)

何度聞いても分かりません。結局これがあって、それに対する質疑を出しているわけですから、例えばこの中に新しく入ってきたものがあって、並びがこのように変わりましたなどは形にして示してもらわないと、目で見えないので聞いただけでは分かりません。言葉だけでこうします、と言われても、信用はしたいのですが、分からないのです。



(坪委員長)

長山委員の質疑や町の説明に対して、委員の皆さんから何かご意見はありませんか。

(天間優彦委員)

ありません。職員は町のためを思って、とてもよく一生懸命やっているといます。

(長山委員)

一生懸命やられているのは分かりますが、抜けがあるから質疑を出しています。

(天間優彦委員)

一人の委員の質疑をこのように進めていては、何も決まらないと思います。私だけじゃなく他の委員の意見も聞いた方が良いでしょう。

(坪委員長)

この項目に関して、このままでよいですか、再検討してもらいますか。

(事務局)

事務局からお答えします。長山委員におかれましては、よりよい基本構想、基本計画を作っていくたいと、基本構想の時にもお話をいただいていた。今回、長山委員の質問に対して、比較したものをひとまとめにして、改めてお出ししたいと思いますが、いかがでしょうか。

(坪委員長)

今、事務局から提案がありましたが、委員の皆さんはどう思いますか。

(田島委員)

指摘されたことに対して皆さんに納得してもらえるよう、先程の答弁のように、町はこういう考えです、このようにします、というのをしっかり話せばよいと思います。

(坪委員長)

事務局からお願いします。

(事務局)

30ページに、基本方針の1の(1)、①に「利用者の動線に配慮し

た利便性の高い窓口」として、3つ記載しています。これらが16ページの「求められる機能、設備」のどれに該当するのかが、一目でわかればいいと理解してもよろしいでしょうか。それであれば、別表でそれらを対比させた一覧表を作成して提示できると思いますが、いかがでしょうか。

(坪委員長)

長山委員、いかがでしょうか。

(長山委員)

私はそれでいいと思います。見やすく分かりやすくして、なおかつ基本構想にはなかったけれども、基本計画には入れたいという方針を示して、皆さんに審議いただいて承認されれば問題ないと思います。

(事務局)

ありがとうございます。

(坪委員長)

ご理解いただいたと認識して、次にいきたいと思います。

(事務局)

質疑書の3ページ、30ページの9行目と10行目です。『①利用者の動線に配慮した利便性の高い窓口、「利用者が多い窓口を一つに集約することで・・・」とありますが、どの窓口の集約が必要なのかは、該当する複数の課の職員が一番よく知っているはずですから、それらを基本計画で示すべきです。また、来客数が一番多いのは町民課だと思えますが、その利便性を向上させるため、庁舎玄関直近に配置することが基本とはなりませんか。』との質疑ですが、基本計画では「住民票や戸籍に関する手続き、税金および福祉関係などを一つのフロアに集約する」と記載していて、これに関連する現在の課は、町民課、税務課、健康福祉課、介護高齢課、こどもみらい課が該当します。また、町民課を玄関直近に配置することが基本ではないか、とのことですが、個々の課の配置やレイアウトについては、来庁者の利便性を考慮した上で、設計において示したいと考えていますので、こちらには記載していません。以上です。

(坪委員長)

長山委員、いかがでしょうか。

(長山委員)

設計にて示すというご説明でした。設計にお願いすることを与件と言うらしいのですが、与件の条件をしっかりと決めておかないといけないと思います。現在どういう課があって、その繋がりについては、各課が一番よく知っているはずです。それをなぜここに示せないのですか。それが基本となって、設計者に与件として渡せるのではないですか。以上です。

(坪委員長)

事務局、次に進めてください。

(事務局)

後程、長山委員から平面計画についての質疑があります。平面計画とは、例えば1階にどの課を配置するのか、または会議室の規模など、各部屋の床面積を表で示したのですが、その質疑に関連すると思われるので、先にお答えしたいと思います。皆さまにお渡しした基本計画の46ページに、平面計画として新庁舎の1階に配置する予定の課、所属の名称、各執務室の想定している床面積などを一覧表にして掲載しています。これまでは載せていませんでしたが、今回、長山委員からの指摘を受けて掲載しましたので、改めてご検討いただきたいと思います。46ページへ進んだ際に再度ご説明いたしますが、基本計画では、個々の課の具体的な配置場所を決めず、1階に配置する課全般について示したいと思っています。以上です。

(坪委員長)

ただいまの説明に対して、長山委員、いかがでしょうか。

(長山委員)

それは1階だけの話ですか。

(事務局)

1階にはこれらの課ですが、基本計画では2階建て以上を想定していますので、2階または3階に配置する課について、階層ごとに示したいと思っています。

(長山委員)

1階、2階または3階と分けてしまうと、基本設計の時に、かえってややこしくなりませんか。どういう課を集めてワンフロアに置きたいという基本的なところがあれば、それはまとまって置かれるし、これを2階に置く、これは3階に置くとなると、かえって融通が利かなく

なりませんか。

(事務局)

町民窓口と密接なところは1階に置くとしています。

(長山委員)

私が先程から言っているとおり、集約したい課というのは、各課の課員さんが一番よく知っているはずですから、それがどの課で、その繋がりがあるから、できれば同じフロアに置きたい、というのが基本計画に入っているのもいいのではと思います。

(事務局)

それらについては平面計画に追加して示しますので、再度検討をお願いします。

(坪委員長)

よろしいですか。

(長山委員)

はい。

(濱中委員)

議長、長山委員の質疑が大変多くて結構なのですが、これ以降もまだまだあるようです。そこで、この質疑書は質疑書として、これに対する回答を事務局から書面で出していただき、それを元にして次回などに検討するなどにはできないでしょうか。ここで、これら全てをこのペースで進めた場合、時間的にいかなるものでしょうか。

(坪委員長)

事務局からお願いします。

(事務局)

今のお話は、これらの質疑に関して、長山委員と事務局でやり取りしてください、というご意見でしょうか。

(濱中委員)

いえ、私たちはこれを見るのが初めてですから、理解する時間が必要なのです。今の段階で何か意見を求められても困難です。ですので、この質疑書に対し事務局が前もって回答を出して、それに不明な点があれば会議で審議する、とした方がいいのではないのでしょうか。

(事務局)

長山委員とやり取りしてください、という意見ですか。

(濱中委員)

違います。これに対する回答を一旦書面で作成し、長山委員とのやり取り後でもいいのですが、その回答を私たちが見て、それでも不明な点があれば、この会議で審議してはどうか、という話です。

(長山委員)

今のお話のとおりだと思います。結局、私がこのような大量な質疑を出すと、私と事務局とのやり取りで終わってしまうのです。それを私は危惧していて、どういう進め方をするのかと思っていましたが、やはりこういう流れになってしまいました。この質疑を作成したときには、もっときついことを書いていましたが、それではあまりに失礼かと思い、抑えた表現にしました。具体的には、各検討会議の「熱意を感じない」という部分です。検討しなくてはいけない部分が検討されていない、というのが私の主旨です。この質疑を見ていただいて、町、それからR A B開発、各検討委員、それぞれにおいて、もう一度基本に立ち返って、何をやらなければいけないのかを考えてほしいと思います。この基本計画の素案を見ても、これでは基本構想とそんなに変わらないでしょう。では、何のための基本計画ですか、ということになってしまいます。そういう意味での質疑ですから、この質疑は重いものだと思います。やり直しをしなくてはいけない部分がたくさんあるからです。ですから、私たちがここで集まって審議する段階ではないのではないか、と個人的に思います。以上です。

(坪委員長)

事務局、このまま続けますか。皆さんはどうですか。

(天間優彦委員)

今のお話は長山委員の個人的な意見かとは思いますが、委員会全体で考えても、このままでは進行が困難です。ですから、より良い進め方を探った方がいいと思います。

(坪委員長)

ただいま、天間委員からご意見がありました。皆さんはどう思いますか。他に意見はありませんか。

(天間優彦委員)

先に事務局に聞きますが、長山委員からのこの質疑書を受けて、い

ろいろと精査して2時間程度の会議で終了する予定だったと思いますが、これでは終わるわけがありません。事前に長山委員とやり取りはしたのですか。

(事務局)

いえ、長山委員から質疑書をいただいて、RAB開発と相談して、まとめたものです。

(天間優彦委員)

私が聞いているのは、長山委員からの質疑書は項目が多く、一人のための会議になってしまうから、事務局としては、もう少しかみ砕いておいた方がよかったのではないですか、ということです。長山委員の自宅に行くなり、来てもらうなり。それをやってからの方がよかったと思います。この場で個人的なやり取りの直後に皆さんどうですかと言われても、それはどうかと思います。

(長山委員)

分かります。

(濱中委員)

質疑に対する回答を一度事務局が出して、それに納得できない部分を次回の会議などで審議すればいいのではないか。

(天間優彦委員)

回答を出してもらったけども、ここはやはり問題だというところは審議すれば良いと思います。

～以降、委員間のやり取り～

(濱中委員)

せっかく貴重な意見が出ているのだから、それに対する事務局としての対応を考えてほしいです。

(田島委員)

駄目なものは駄目だし、直すものは直すとして。専門的な事項が出てもこれで検討しろと言っても難しいです。

(松本委員)

これを見て感じたのは、話が進んでいる間にも、どれがどうなのかという判断がつかないのです。このような項目で質問が出たのであれ

ば、それぞれの項目に対して、役場なりR A B開発が、町側の意見を文章で、活字にして示してもらった方が、私たちは理解しやすいです。ただ話だけでは、あちこち見ているうちに、どれがどれだか分からなくなってしまいます。いかがでしょうか。

(坪委員長)

ただいまの意見に対し、事務局からお願いします。

(事務局)

この質疑書を求めましたのは、この会議を開いた時に、いろいろな意見や質問が、この場でたくさん出るだろうと考えて、あらかじめ質疑の数値的なものとかを把握するために、事前に出していただいた方がいいと考えたからです。先程、質問がたくさんあるので町の回答を付けて、というお話でしたが、意見の中には、具体的な導入設備や機器の種類についての項目もあるのですが、それらは次の基本設計で決めたいと考えています。今日は、委員会で出た全般的な意見や質問にお答えさせていただきたいと思っていました。その結果、委員会として細かいところまで決めるべきだ、というご意見であれば、この基本計画では細部まで決めていませんので、一回、素案自体を町に引き戻しさせていただいて、全ての項目で、ある程度の具体的な内容まで入れた形にして、再度検討をお願いしたいと思います。ただ、プロポーザル方式で設計の提案をお願いする予定ですので、細部まで町が指定すると、自由度のある提案が出されなくなる恐れがあります。ですので、町の考え方としては、ある程度は設計事業者の自由が利くような形にして、細部については決めないでおくこととしていました。

(坪委員長)

今の意見に対し、長山委員はどうですか。

(長山委員)

プロポーザル方式を採用するので、設計にある程度の自由を与えるために細部を決めないでおくとのことですが、その中でも最低限決めておかなければいけないところはあると思います。例えば先程の課の配置とか、非常用電源は何を基本として考えるのかなど、それはある程度決めておかないと駄目だと思います。例えば非常用電源に使われる蓄電池などは、水素を使用したものなど色々な方式がありますが、導入可能な物は何かなどは踏み込んで考えておかないと、プロポーザル方式で無駄に高い設備を提案されたときに、完全に流されてしまいます。そうならないために、最低限のところは決めて考えておく必要があると私は思います。この中に平面計画や立面計画などもあります

が、中身が全然見えません。こんなことでいいのですかと質問を投げかけたのがこれなのです。ですから、今のお言葉のように、一回差し戻して再度検討し、改めてこの検討委員会で審議するという方法もあるわけです。このまま検討委員会を継続して行って、部分的に審議を進めたとしても、その場所に来た時に、その中身が分からないと困ってしまいます。町として、そういう検討が並行してできるのかにかかると思います。できるのかできないのかによって、今やっていくのか、一回差し戻すのか、ということかと思えます。それはもう私たちでは分かりません。町が一番よく分かると思えます。以上です。

(坪委員長)

貴重なご意見、ありがとうございます。今の長山委員のご提案に対して、皆さん、このまま進めますか。

(田島委員)

我々に出す前に、長山委員が理解してから、それを私たちにも分かるようにまとめて、それから審議する必要があると思えます。

(長山委員)

そもそも、この基本計画の素案は、どういう流れで上がってきているのですか。例えばR A B開発が素案の素案を出して、それに対して庁内の各検討委員会で検討したものが素案としてここに上がってきているのですか。

(事務局)

はい。

(長山委員)

そうしますと、R A B開発との契約の関係が出てきます。私が情報開示していただいた内容を含んでいるからです。それには基本計画の策定業務の中で、やらなくてはいけない仕事書かれています。これを見ますと、「新庁舎の施設規模や必要機能などの検討を行い、図面等、資料作成」とあります。それから、主な作成資料の中に、「施設の配置図、庁舎の平面配置図、庁舎立面図、イメージパース」鳥瞰、アイレベルなど私はよく分かりませんが、こういうものまで全部出すようになっていきます。これは最終的に出すわけではありませんよね。今、検討している中で上げて行って、それが案になるわけですから、これはもう既に上がってはいなくてはいけないわけです。



(天間優彦委員)

今は、何の資料について話されていますか。

(長山委員)

これは、この新庁舎建設に伴って町がR A B開発と交わした「七戸町新庁舎建設基本構想および基本計画策定業務」の委託の特記仕様書です。この中には、作るものが明確に書いてあるのです。それなのに、この素案の中では空っぽです。だからこの質問を出したのです。

(天間優彦委員)

それは長山委員が情報公開で入手したのですか。

(長山委員)

はい。情報公開で財政課さんからいただきました。

(天間優彦委員)

専門的な内容を長山委員が事前に把握されて、今までの話と整合していないことは、初めて聞いた私たちには分からないのです。このような質問があって、出たものが合わないのではないですか、とあれば私たちも分かります。事務局は、その辺りを事前に想定しておくべきだったと思います。

(事務局)

はい。

(坪委員長)

事務局からお答え願います。

(事務局)

繰り返しになって申し訳ありません。1階にどの課が配置されるなどの平面計画については、改めてご提示したいと思っています。非常用電源については、町としてはその方式や規模について、基本計画で示す考えは今のところありません。設計で提案された内容を検討し決定したいと考えています。先程のお話の中に、長山委員と事前にお話をして、とありましたが、いただいた意見は委員の一意見として捉えています。委員会の議論なくまとめるべきではないと考えて、会議の場でそれぞれを示して検討、確認していただきたいと考えました。以上です。

(田島委員)

R A B 開発が出せる資料は出さなければならないと思います。

(事務局)

少し休憩をいただけますでしょうか。

(坪委員長)

はい。それでは暫時休憩といたします。

～10分程度の休憩～

(坪委員長)

会議を再開します。事務局からお願いします。

(事務局)

お答えいたします。先程は、この質疑書に対し答弁を入れて、先に皆さんにお渡ししてから、とのお話でしたが、他の委員からのご意見も受けて、この基本計画の素案に関しては一度引き戻して、再度こちらで精査させていただき、仕様書関連についても確認した上で、改めて検討委員会にお諮りしたいと思います。委員の皆さまには、お集まりいただいたにもかかわらず、このようになりましたことをお詫びいたします。素案は引き戻しとしますので、これ以降の質問に対する回答は省略いたします。この質疑書は資料として皆さまにお渡ししておきます。

(坪委員長)

事務局から説明がありました。皆さんからご意見はありますか。長山委員、何かありますか。

(長山委員)

非常に良いと思います。ただ、この質疑書をまるっきり無くすということはしないでください。また検討しなくてはいけないでしょうから、委員の意見を参考にさせていただいて、次回はこの質疑書と同じことが聞かれないようにしていただければ、審議がスムーズに進行すると思います。

(田島委員)

それぞれに対する回答を、改めてというより、前もって渡してもらえばそれで良いのです。ここまでの話は聞いたので分かりますが、これ以降の質疑については、長山委員と事務局でやり取りして出た結論

を示してもらえば、私たちは協議した内容なども含めて理解できます。

(坪委員長)

事務局からお願いします。

(事務局)

今回の質疑書に回答を付けたものを、皆さんにお配りすることについては、先程お話ししたとおり、この基本計画(素案)自体を一度持ち帰らせていただくこととしましたので、回答を皆さんにお渡しする機会を設けても、この審議には入れませんので配布はいたしません。

(天間優彦委員)

長山さんが言っているのは、次の素案作成のときには、これらを検討して入れてほしいということですよ。

(長山委員)

私は、検討するときの参考にしてほしいとお願いしています。これを意識して検討を進めていただければこの問題は解決するでしょうから、最後に天間委員がおっしゃったように、この部分については検討してこうしました、などとすれば、作業のやり方としてはそれほど手間ではないのではと思いますが、いかがでしょうか。

(坪委員長)

委員の皆さん、長山委員の今のご意見は、ご了承いただけましたか。

(委員一同)

はい。

(坪委員長)

事務局はいかがですか。

(事務局)

分かりました。

(坪委員長)

本日の審議はここまでといたします。最後に事務局より事務連絡をお願いします。

(事務局)

本日の審議お疲れ様でした。審議のとおり、今回の基本計画(素案)

に関しては一度引き戻しとさせていただきます。改めて役場内で再検討して、まとまりましたら改めて委員会を開催いたします。多少の時間をいただくことになるとは思いますが、日程が決定次第ご通知いたしますので、その際はご審議の方よろしく申し上げます。以上です。

(坪委員長)

では、これを持ちまして、第7回七戸町新庁舎建設検討委員会を閉会します。お疲れ様でした。

(委員一同)

お疲れ様でした。